

令和 5 年 1 月 会 議
第 31 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和5年1月25日(水)

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番 森山謙治

議席番号9番 鈴木洋一

議席番号2番 比留川スミ江

議席番号10番 栗原良晴

議席番号3番 笠間保一

議席番号11番 橘川利一

議席番号4番 細谷則子

議席番号12番 加藤栄三

議席番号5番 見上智

議席番号13番 新倉賢一

議席番号6番 多田平雄

議席番号14番 古塩貞夫

議席番号8番 比留川晴雄

欠席委員

議席番号7番 山崎弘子

出席推進委員

第1地区担当 高橋重雄

第3地区担当 志澤輝彦

第2地区担当 内藤昭宏

欠席推進委員

傍聴人 0名

提出した議案

議案第1号 農用地利用集積計画決定事案

議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案

議案第3号 辞任の同意について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	浦 山 豊
次 長	青 山 清
主 事	鈴 木 孝 治
主 事 補	小 林 優

9時30分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。

ただ今より第31回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、7番 山崎委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、4番細谷委員、5番見上委員のご兩名にお願い申し上げます。次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（青山次長）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております12月27日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。10日 都市計画審議会、議会棟全員協議会室におきまして、会長が出席される予定でございます。17日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第3班の委員が出席される予定でございます。同日 第32回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。24日 第32回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。農用地利用集積計画決定9件 20,648平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件 14,029.26平方メートル、合計10件 34,677.26平方メートルでございます。なお、右側の欄に昨年1月から12月までの案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、農用地利用集積計画決定事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。それでは、議案第1号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号1番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（青山次長）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。

議案第1号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号1番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積は20,971平方メートル、申請地は[REDACTED]、地目 畑、地積988平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5年2月1日から令和8年1月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和5年、新規の権利設定でございます。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は70日農業従事をしてございますが、所有する農地の5割弱を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、耕作面積の20,971平方メートルは自作の畑1,288平方メートル、利用集積による畑19,683平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機3台、トラクター、防除機2台等を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は340日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。5番 見上委員

○5番（見上 智君）本日の審議案件10件につきまして、1月18日水曜日、多田委員、高橋推進委員、私、それから事務局小林さんと4名で現地を確認しております。

整理番号1は、農用地利用集積計画決定事案についてですが、現地調査を行った結果現地は、耕運状態で今後も農地として使用するに何も問題がないと確認いたしました。第2班といたしましては、申請のとおり許可妥当と判断をいたしております。委員の皆様方の御審議をよろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）農用地利用集積計画決定事案を受けて、推進委員として発言をさせていただきます。私も1月の18日に第2班方と一緒に、現地調査をしてまいりました。また本日の利用集積決定事案につきましては、同日、同メンバーで行いましたので、

以後、割愛させていただきたいと思います。

整理番号1番[REDACTED]は、耕運状態でありました。新規ではありますが、使用借人の方は園芸協会も加入されていて、熱心に農業に取り組んでおられます。今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号2番についてを議題といたします。

事務局より説明を願います

○事務局（青山次長）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号2番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積は11,515平方メートル、申請地は[REDACTED]、地目 畑、地積965平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成29年、通算3回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。使用貸人は300日農業従事をしてございますが、所有する農地の4割弱を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、耕作面積の11,515平方メートルは自作の畑9,086平方メートル、利用集積による畑2,429平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の計3名、従事日数は300日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしており

ます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。5番 見上委員

○5番（見上 智君）整理番号2番、農用地利用集積計画決定事案について報告します。申請地の状況ですが、ブロッコリー、キャベツ、ネギ、また一部、耕運済みでということ、今後も農地として使用していくのに、何ら問題がないと確認いたしました。

第2班といたしましては、申請のとおり許可妥当と判断をいたしております。委員の皆様方の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言をお願いします。第1地区 高橋 推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）整理番号2番につきまして、申請地[REDACTED]はネギ、ブロッコリー、キャベツなどが栽培されておりました、半分ぐらい耕運状態で行われておりました。農地として適正に維持管理されておりましたので、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号3番、4番は申請人であり使用借人が同一人で行われておりますので、一括して審議をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、一括して審議いたします。本件については、[REDACTED] [REDACTED]が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に当たるため、本件審議の間、しばらく御退席をお願いします。

([REDACTED] 退席)

○議長（古塩 貞夫君）ただいま、[REDACTED] が退席いたしましたので、現在の委員数は委員 12 名、推進委員 3 名です。それでは、事務局より説明を願います。

○事務局（青山次長）総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 3 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 5,994 平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目畑、地積 3,960 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 23 年、通算 5 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は 70 日農業従事をしてございますが、所有する農地の 5 割弱を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 4 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 5,994 平方メートル、申請地は [REDACTED] 外 2 筆、地目 畑、地積合計 2,034 平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年につきましては、整理番号 3 番と同一でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は 150 日農業従事をしてございますが、所有する農地の 2 割強を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 5,994 平方メートルは、全て利用集積による畑で、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台、トラクター 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻の計 2 名、従事日数は 360 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい

ただいている第2班の代表の委員より報告を願います。5番 見上委員

○5番(見上 智君) 整理番号3番、農用地利用集積計画決定事案について御報告いたします。申請地の状況ですが申請地は、湘南ゴールド、甘夏、ネギ、キャベツ、白菜など栽培され、またトンネル栽培でサヤインゲン、一部は耕運状態ということで、農地としては多品種を生産されている状況でした。また、申請地については直売所を併設しており、今後も、農地として利用するのに何の問題がないと判断いたしました。委員の皆様方の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋 推進委員

○第1地区(高橋 重雄君) 整理番号3につきまして、[REDACTED]は、インゲン、ソラマメ、白菜、ニンジン、ネギ等多品目が作付されておりました。一部に湘南ゴールド、甘夏がございました。また整理番号4につきましては、[REDACTED]ほか2筆は耕運状態でございます。整理番号3番4番ともに農地として適正に維持管理されておりましたので、利用集積の継続には問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号4番について、賛成の委員の挙手を求めます。

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号5番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(青山次長) 総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号5番でございます。申請人である使用貸人及び使

用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 73,412.50 平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目 畑、地積 988 平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 26 年、通算 4 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。

場所につきましては、13 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は 120 日農業従事をしてございますが、所有する農地の 6 割弱を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、法人代表者の年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 73,412.50 平方メートルは、当市におきまして自作の畑 3,864 平方メートル、利用集積による畑 16,844 平方メートル、海老名市におきまして自作の田 1,777 平方メートル、自作の畑 767 平方メートル、利用集積による田 13,220 平方メートル、利用集積による畑 17,983.50 平方メートル、厚木市におきまして利用集積による田 11,857 平方メートル、愛川町におきまして自作の田 7,100 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、トラクター 5 台等を保有しており、農業従事者は、法人代表者及び従業員の 2 名の計 3 名で、従事日数は 360 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。5 番 見上委員

○5 番（見上 智君）整理番号 5 番、農用地利用集積計画決定事案について御報告いたします。申請地の状況ですがブロッコリー、キャベツが作付されており、今後引き続き農地として利用するのに問題がないと判断いたしました。委員の皆様方の御審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋 推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）整理番号 5 番につきまして、[REDACTED] は、キャベツ、ブロッコリーが作付されておりました。農地として適正に維持管理されておりましたので、利用集

積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号6番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（青山次長）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号6番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積17,548.27平方メートル、申請地は[REDACTED]ほか2筆、地目畑、地積合計1,893平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和2年、通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は300日農業従事をしてございますが、所有する農地の1割弱を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、耕作面積の17,548.27平方メートルは自作の畑813平方メートル、利用集積による畑16,735.27平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機2台、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人1名で、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。5番 見上委員

○5番(見上 智君)整理番号6番、農用地利用集積計画決定について御報告いたします。申請地の3筆につきましては、全て耕運状態で、今後も農地として利用するのに何ら問題がないと判断をいたしました。委員の皆様方の御審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋推進委員

○第1地区(高橋 重雄君)整理番号6番、XXXXXXXXXXほか2筆につきましては、耕運状態でした。使用借人の方は、園芸協会にも入会しておられまして、熱心に農業経営されていますので、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号7番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(青山次長)総会議案書16ページから17ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号7番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積37,006平方メートル、申請地はXXXXXXXXXXほか1筆、地目畑、地積合計1,496平方メートルでございます。利用権の種類は 使用貸借権、利用権の設定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和2年で、通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、引続き貸し付けを行うとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積の37,006平方メートルは、本市におきまして利用集積による畑8,177平方メートル、藤沢市におきまして自作の田7,287平方メートル、畑10,194平方メートル、利用集積による田4,432平方メートル、畑6,766平方メートル、大和市におきまして利用集積による田1,646平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。本市における畑は申請地に隣接しており、一帯で耕作されております。農業従事状況につきましては、トラクター等を保有しております。

農業従事者は、本人及び妻、子の計3名、従事日数は300日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。5番 見上委員

○5番（見上 智君）整理番号7番、農用地利用集積計画決定についてご報告します。

申請地の2筆ですがこちらは全面耕運済みで、今後農地として使用するのに何ら問題がないと判断をいたしました。委員の皆様方の御審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋推進委員

○第1地区（高橋 重雄君）整理番号7番につきまして、■は耕運状態でございます。農地として適正に維持管理されておりましたので、利用集積の継続には問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号8番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（青山次長）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 8 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 23,737.46 平方メートル、申請地は■■■■■■■■■■ほか 5 筆、地目畑、地積合計 5,946 平方メートルでございます。

利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、■■■■番が昭和 61 年、通算 13 回目、それ以外は平成 8 年、通算 10 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は 100 日農業従事をしてございますが、所有する農地の 8 割強を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、年齢は■■■■歳、耕作面積の 23,737.46 平方メートルは、自作の田 2,191 平方メートル、畑 10,546.46 平方メートル、利用集積による畑 11,000 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の計 3 名で、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。5 番 見上委員

○5 番（見上 智君）整理番号 8 番、農用地利用集積計画決定事案について御報告いたします。申請地の状況ですが、申請地の 708 番につきましては、全面耕運済みでした。

また、■■■■から■■■■の 5 筆につきましては、ブロックが全面作付されており、今後も引き続き農地として利用するのに何ら問題がないと判断をいたしました。委員の皆様方の御審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 1 地区 高橋 推進委員

○第 1 地区（高橋 重雄君）整理番号 8 番につきまして、■■■■■■■■■■は耕運状態でございます。■■■■■■■■■■から、■■■■の 5 筆につきましては、ブロックリーが作成されておりました。農地として適正に維持管理されておりましたので、利用集積の継続に問題はないと判断い

たしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号9番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（青山次長）総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号9番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積43,930.35平方メートル、申請地は[REDACTED]ほか3筆、登記地目雑種地及び畑、現況地目畑、地積合計2,378平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は令和5年5月1日から令和8年4月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和2年、通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は200日農業従事をしてございますが、所有する農地の3割弱を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、耕作面積の43,930.35平方メートルは、自作の田4,114平方メートル、畑7,585.72平方メートル、樹園地6,229平方メートル、利用集積による畑26,001.63平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機2台、トラクター、防除機等を保有しております。

農業従事者は、本人及び母、弟の計3名で、従事日数は300日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい

ただいている第2班の代表の委員より報告を願います。5番 見上委員

○5番(見上 智君) 整理番号9番、農用地利用集積計画決定事案について御報告いたします。申請地の■■■■から、■■■■までの4筆でございますが、こちらは全面キャベツが作付されており、今後も引き続き農地として利用するもので、何ら問題がないと判断いたします。委員の皆様方の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利最適化推進委員の意見について、発言を願います。第1地区 高橋推進委員

○第1地区(高橋 重雄君) 整理番号9番、■■■■ほか3筆につきましては、キャベツが作付されておりました。農地として適正に維持管理されております。借人の方も園芸協会に加入されておまして、熱心に農業経営を行っておられます。利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いたします。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号9番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号1番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(青山次長) 総会議案書22ページ、23ページをご覧ください。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号1番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■ほか19筆、登記地目田、畑及び雑種地、現況地目畑、地積合計14,029.56平方メートルでございます。

内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年2月28日から令和5年1月25日まででございます。相続開始年月日は、平成25年5月6日で、今回が3回目の証明願でございます。

す。場所につきましては、24 ページ、25 ページ、26 ページの案内図をご参照願います。
申請人は、年齢 ■歳、農機具は、耕運機 3 台、トラクター、防除機を保有しております。
農業従事者は本人及び妻計 2 名、従事日数は 200 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認して
いただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。5 番 見上委員

○5 番（見上 智君）整理番号 1 番、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案の御
報告をさせていただきます。

申請地につきましては ■ で 14 筆、 ■ で 6 筆ございますが、案内図に沿って御
説明をさせていただきます。

24 ページの案内図ですが、 ■ の一部、 ■、それから ■ につきましては、
一部、耕運状態であり、一部につきましてはブロッコリー、ネギ、玉葱、白菜が作付され
ておりました。 ■ の一部につきましては、こちらは耕運状態でした。 ■ の一部は、ネ
ギが作付されており、一部は耕運状態でした。また、3084-1 はミカン、甘夏が作付されて
おりました。 ■、 ■、 ■、 ■ につきましては、柿の木が作付されておしま
した。 ■、 ■ につきましては、全面耕運状態でした。

25 ページの案内図になりますがこちらの ■ につきましては、柿が作付されておしま
した。

26 ページの案内図は、 ■ は耕運状態であり、第 2 班といたしましては、申請のど
おり許可妥当と判断をいたしました。委員の皆様方の御審議よろしくお願いたします。
以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補
足する事項等がありましたらご発言願います。6 番 多田委員

○5 番（多田 平雄君）地域担当の委員として発言いたします。先ほど見上委員から発表
ございましたように、私も 1 月 18 日第 2 班の会員の一人として、同行させていただきました。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案整理番号 1 番、申請地は農業者の目か
ら見ましたところ、きれいに耕作並びに作付けされていまして、引き続き農業経営を行っ
ている旨の証明願を発行することについて、何ら問題はないかと思えます。委員の皆様
のご審議よろしくお願申し以上です。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご
発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、議案第3号、農業委員会委員の辞任の同意についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局(青山次長) 総会議案書27ページをご覧ください。議案第3号、農業委員会委員の辞任の同意についてでございます。令和5年1月18日付けで、7番 山崎弘子委員から、身体の不調により委員としての職務執行に支障が生じたため綾瀬市農業委員会委員を辞任したい旨の願い出がありましたので、農業委員会等に関する法律第13条の規定により、農業委員会の同意を求めるため提案するものがございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 6番 多田委員

○6番(多田 平雄君) 意見を申し上げます。今月いっぱいをもって辞任の申し出をされたわけですが、たしかあの、今期の私どもの農業委員の任期は7月だったかと思っておりますので、体調不良等あればこの委員会と実質的な活動には参加いただかなく、名前名簿だけでも、任期いっぱい、待っていただくほうがよろしいんじゃないかと思えます。そういった点につきましていかがでしょうか。私はそのように思います。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局、

○事務局(青山次長) 御本人、御主人、とですね、ご本人の意見を御主人から、仮に、復帰したところ、やはり本人が会議出席出来ない、それから現地調査等も出来ないというようなことから、職務に全う出来ないというような御意向がありまして、辞任させてほしいというご意向が強くございました。そのように、事務局は、御主人のほうから御報告を受けております。

○6番(多田 平雄君) これは御本人並びに御主人からの強い申し出ということで、今のお話伺いますと、やむを得ないのかなっていう思いに至ります。やはりちょっと、任期途中は非常に残念な思いがありますが、致し方がないかな。

○議長(古塩 貞夫君) 他に、意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

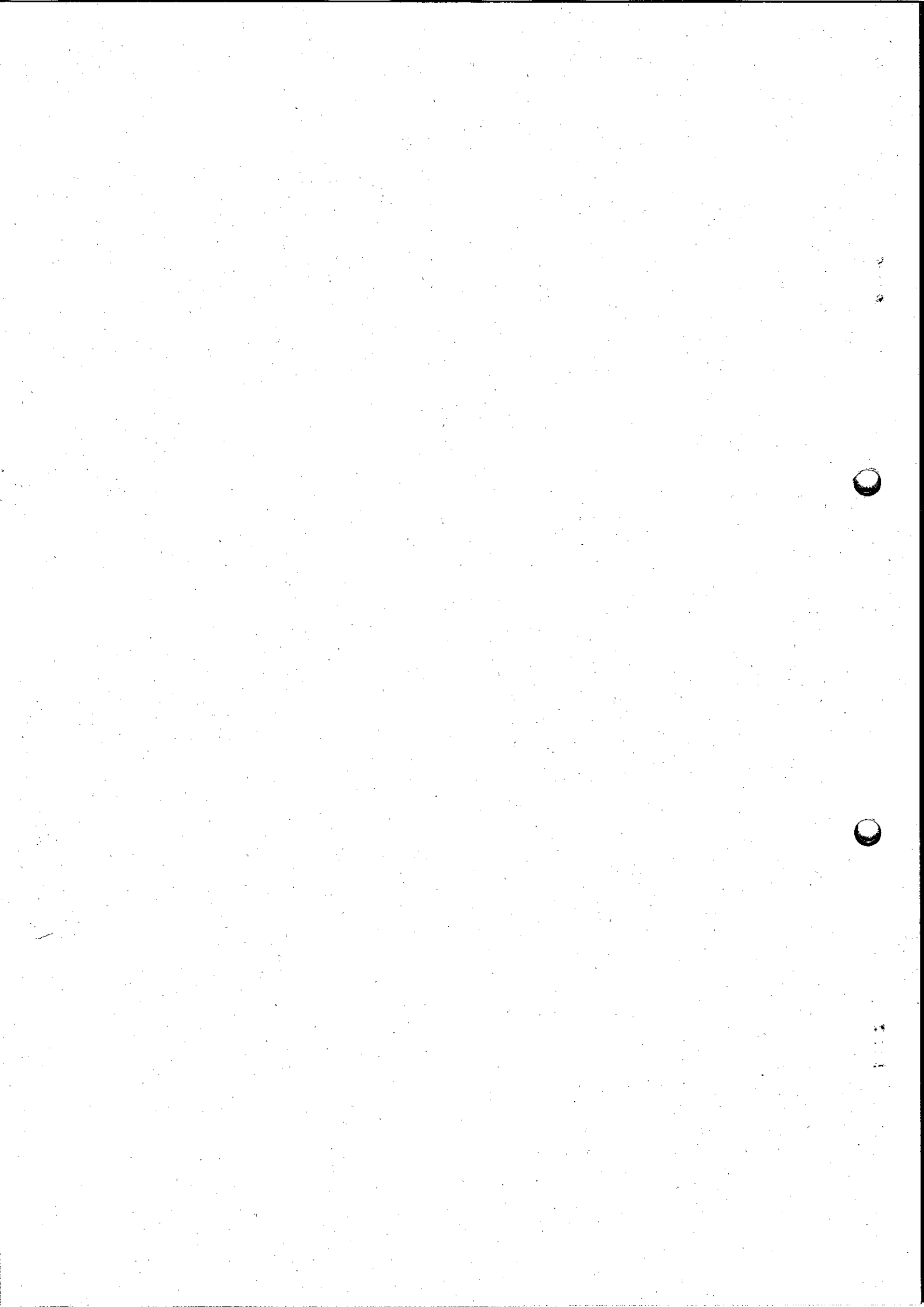
○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。山崎弘子委員の辞任の同意について、ご賛同の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、山崎弘子委員の辞任について、同意することに決定されました。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第 31 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

10時33分 閉 会



(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。山崎弘子委員の辞任の同意について、ご賛同の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)


○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、山崎弘子委員の辞任について、同意することに決定されました。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第 31 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

10時33分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

山崎 弘子

綾瀬市農業委員会委員

見上 智 